

お困りの方は環境整備課へご連絡ください。  
 なお、「さくらねこ無料不妊手術事業」は次の方法により、一般枠で個人の方も申し込みができません。

① 公益財団法人どうぶつ基金ホームページ (<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/campaign-latest/>)を参照しTNRどうぶつ基金マイページに登録する。  
 \*登録完了後、マイページを利用するためのパスワードが発行されます。

② TNRどうぶつ基金マイページにメールアドレスとパスワードを入力する。チケット申請画面に進み、必要事項を入力する。

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83・2367

## ～奥多摩町住宅・建築物土砂災害対策改修補助金について～

### 【目的】

町では土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅や建築物（以下「住宅等」といいます。）の土砂災害対策のための改修に要する費用の一部を補助することにより、町民の生命の安全を確保し、災害に強いまちづくりを推進します。

### 【補助の内容】

町では土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、区域内にある住宅または居室を有する建築物の土砂災害対策に対する改修について補助金を交付します。

### 【補助対象】

- (1) 町内の土地について法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定がなされる際に当該土砂災害特別警戒区域内に現に存する民間の建築物であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合せず、または適合しない部分を有するものであること。
  - (2) 過去に補助金の交付を受けて土砂災害対策改修を行ったものでないこと。
  - (3) 改修工事を実施する前年度に事前に相談を行って下さい。
- なお、申請の受付は年度内に工事を完了できるものに限りです。



### 【補助限度額】

補助金の交付額は、補助対象経費の合計額に0.85を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）とする。）若しくは200万円のどちらか低い額とします。

- \*土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅等は、必ずしも改修を行わなければならないということではありません。
- \*指定された土砂災害特別警戒区域は、東京都のホームページで確認できるほか、今回の指定に係る公示図書の縦覧を次の場所で行っています。
  - ・ホームページ：<http://www2.sabomap.jp/tokyo/index.php>
  - ・縦覧場所：東京都西多摩建設事務所、奥多摩町役場総務課

※詳細、問い合わせは、環境整備課 ☎ (83) 2367